

県土強靱化・インフラ整備  
対策特別委員会  
提言

令和7年3月

岐阜県議会

## 【目 次】

I	はじめに	… 1
II	提言	
1	県土強靱化に向けた防災・減災対策の推進	… 2
	(1) 地震、水害、土砂災害対策の強化について	… 2
	(2) 避難、防災対策の推進について	… 4
	(3) 防災DXの推進について	… 6
2	生活・産業を支えるインフラの整備	… 8
	(1) 東海環状自動車道西回り区間の整備促進について	… 8
	(2) 生活インフラの強靱化について	… 9
	(3) 県有施設の長寿命化について	… 10
	参 考	… 12

# I はじめに

本県では、三重県と初めて高速道路で直接結ばれる東海環状自動車道西回り区間や、東京から中津川までの移動時間が約60分に短縮されるリニア中央新幹線といった広域ネットワークインフラの整備が進んでおり、その整備効果に期待が高まっている。

一方で、本県の社会インフラや公共施設の多くが高度経済成長期に整備されたものであり、施設の長寿命化や財政負担の最小化・平準化という課題に直面している。また、近年頻発する豪雨災害や近い将来発生が予測される南海トラフ地震等への防災対策にも取り組んでいく必要がある。

このような状況下において、当委員会は、「県土強靱化に向けた防災・減災対策」と「生活・産業を支えるインフラ整備」を調査項目とし、県民の生命・暮らし・財産を守るインフラの整備や事前の避難・防災対策、そして、県民生活や経済に大きな変化をもたらす東海環状自動車道などの広域ネットワークインフラや生活インフラの整備、さらには、県が所有する公共施設等の長寿命化対策などについて、最前線でご尽力いただいている方の参考人招致や執行部からの説明聴取を通じ、調査・議論を重ねてきた。

今般、2年間の調査期間を終えて、これまでの委員会の調査及び委員による検討を踏まえた結果について提言を行う。

これまでの県の取組がさらに深化し、今後、一層の県土強靱化・インフラ整備対策の強化を図ることは、未来の世代に対する責任であり、地域の繁栄と安定を支える礎となる。本提言が今後の県政運営に反映されることを期待するものである。

## II 提言

### 1 県土強靱化に向けた防災・減災対策の推進

#### (1) 地震、水害、土砂災害対策の強化について

##### (流域治水の推進について)

近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発し、河川の氾濫や土砂災害による甚大な被害が相次いでいる中、国は、従来の治水対策に加え、河川管理者、市町村、民間事業者、地域住民など、流域に関わるすべての関係者が協力して取り組む総合的な治水対策「流域治水」への転換を推進している。

県としても、堤防整備や河道掘削、ダム建設はもとより事前放流や砂防堰堤の整備、都市部の排水設備の強化、森林の保全と再生、農地の適切な管理、さらには、防災意識の向上と迅速な避難体制の整備など、流域全体において水災害を軽減させる対策を強力に進めていく必要がある。

##### (緊急輸送道路の整備について)

令和6年8月8日に「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表され、甚大な被害が想定される地域では、大規模地震への備えについて再確認を迫られるなど超広域災害の発生が懸念されている。

県民の生命・暮らし・財産を守り抜くため、地震直後から発生する救助、救命、消火活動や避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するには、引き続き、緊急輸送道路の整備を着実に進めるとともに、「橋梁耐震・段差対策」、「斜面对策」、「無電柱化」などの機能強化を、より一層加速させる必要がある。

### (盛土による災害の未然防止について)

令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害等を受け、宅地、農地、森林等の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成及び特定盛土等規制法が、令和5年5月に施行されたところである。県土の全域が規制区域となり、本年4月から、許可申請制度がスタートする。

制度開始にあたり混乱が生じないように、相談体制の強化や事例を共有する仕組みの構築など広く県民に対して十分な制度の周知、普及啓発に努める必要がある。

また、許可等に当たっては、技術的基準への適合や工事主の資力・信用など、行為の安全性の確認を徹底し、規制の実効性を高めることが求められている。国や市町村と緊密に連携し、監視体制を強化するとともに、規制の効果を最大限に引き出すために、関係者を対象とした研修会や説明会を定期的を開催する必要がある。

#### 【調査事例】

- ・ 流域治水を推進する国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所関係者を参考人として招致
- ・ 防災工学や水道システムの災害対策等に関する研究に取り組む名古屋大学減災連携研究センター関係者を参考人として招致
- ・ 盛土規制法に基づく不法・危険盛土等の規制に取り組む中部地方整備局建政部計画管理課関係者を参考人として招致

## (2) 避難、防災対策の推進について

### (防災情報の発信について)

現代社会において、SNSは情報伝達の重要な手段となっていることから、本県でも、SNSを活用した防災情報の発信を強化することが求められている。

具体的には、県公式LINEアカウントやXの危機管理部アカウントから、災害発生時や避難指示時に、迅速かつ正確な情報を発信することが必要である。その効果を最大化するため、より多くの登録者数を目指して、広報に取り組みたい。

また、平時の際には、日常的に防災意識を高めるための情報発信し、緊急時に適切な行動を取ることができるよう促していく必要がある。

### (住宅の耐震化について)

令和6年元日に発生した能登半島地震は、人口減少・高齢化が進む地域を襲った地震で、犠牲者の死因の約6割は家屋の倒壊によるものとされている。被災地の木造住宅の耐震化率は、全国の90%を大きく下回り、65歳以上の高齢化率は、全国平均29%を大きく上回っている。

本県でも同様の傾向にあり、特に高齢者が多く居住し過疎化する地域では、耐震化が進んでおらず、本県の耐震化率は86%にとどまっている。

引き続き、市町村と一体となり耐震化の促進に努めるとともに、補助制度の拡充など国に対して財政支援を強く要望していく必要がある。

### (防災教育の推進について)

実際に、避難指示が出ても避難しない人が多い現状がある中で、冷静かつ迅速な避難をしてもらうた

めには、子供の頃からの防災教育が極めて重要である。単に防災知識だけを学ぶだけではなく、リアリティのある情報を伝えることで、自分の身は自分で守る意識を育てることが必要である。例えば、過去の災害で実際に起こった悲劇的な事例を紹介するなど、災害の恐ろしさと避難の重要性を実感させることが効果的である。

また、災害時の行動について、避難経路の確認や避難所の場所、非常用持ち出し袋の準備など、実践的な訓練を通じて、事前の避難対策の効果が、有事の際、確実に発現するよう取り組む必要がある。

#### (消防団員の確保及び消防団への支援について)

能登半島地震においては、発生直後に避難誘導や救助の最前線に立つ消防団員の姿が見られ、その重要性があらためて明らかになったところである。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等の社会環境の変化により、本県の消防団員の数は2万人を下回り、団員数の減少や平均年齢の上昇のほか、災害の頻発化・激甚化による団員の身体的・精神的負担の増加など、消防団を取り巻く状況は厳しさを増している。

消防団員の確保のために、全国の好事例を調査、研究し、あらゆる手段を講じて加入促進に努めるとともに、消防団活動への支援の充実を図る必要がある。

#### (円滑な避難所の開設・運営支援について)

災害時に開設される避難所は、安全な場所を提供するだけでなく、生活物資や医療支援を行うことで、被災者の生活を支える重要な施設である。近年、自治体や企業において、盛んに防災訓練が行われるようになったが、その内容は、災害発生時の迅速な対

応を目的とした通報訓練、初期消火訓練、応急救命訓練などが主流であり、避難所の開設や運営に関する訓練まで実施している自治体は少ないのが現状である。

被災者が長期間にわたって安全かつ快適に過ごすために、市町村が住民と円滑な避難所の開設、運営をよりスムーズに進められるよう、十分に支援していく必要がある。

### 【調査事例】

- ・ 執行部より、
  - 「避難等に向けた各種取組み」
  - 「建築物の耐震化対策」
  - 「デジタル等新技術を活用した防災対策の推進について」
  - 「第3期岐阜県強靱化計画見直しの方向性について」
  - 「第3期岐阜県強靱化計画の骨子案について」
  - 「第3期岐阜県強靱化計画の素案について」
  - 「第3期岐阜県強靱化計画の策定について」
  - 「第五期岐阜県地震防災行動計画の策定について」
- の事項について説明を聴取
- ・ 災害時における避難・安全確保に関する研究に取り組む岐阜大学地域減災研究センター関係者を参考人として招致

### (3) 防災DXの推進について

災害対応業務は、一刻を争う状況の中で、フェーズごとに膨大な業務や予期せぬ事態が発生する。災害発生直後には、被災地の状況把握、避難者の救助、緊急物資の配布など、多岐にわたる業務が迅速に行われる必要があるが、現実には、行政職員の人手不足

により、これらの業務を全て人力で実施することは、ほぼ不可能な状況にあると言って良い。

こうしたことから、災害対応業務を確実に進めるためには、平時から災害時を想定し業務の効率化を図っておく必要がある。

具体的には、A Iによる災害発生時の迅速な情報収集と分析、リアルタイムでデータを収集、クラウド上で効率的にデータを管理・共有、S N Sの活用による迅速かつ広範囲に情報を伝達することなどが有効であるため、あらゆる災害対応の局面で効果が期待できるデジタル技術を活用した防災D Xを強力に推進するべきである。

#### **【調査事例】**

- ・ 執行部より、  
「デジタル等新技术を活用した防災対策の推進  
について」  
の事項について説明を聴取

## 2 生活・産業を支えるインフラの整備

### (1) 東海環状自動車道西回り区間の整備促進について

東海環状自動車道は、中京圏の広域ネットワークを形成する高規格道路であり、西回り区間の開通に伴う企業立地による地域活性化、開通との相乗効果による観光客の増加、周遊観光の活性化、さらには、搬送時間短縮による病院間の連携や生活圏域の拡大による本県西濃地域と三重県北部との連携強化などの整備効果に大きな期待が寄せられている。

県では、東海環状自動車道の整備を最重点プロジェクトの一つとして、早期の全線開通に向けて事業が進められているところであるが、養老トンネル避難坑からの湧水などの現状から、令和8年度開通予定であった「養老IC～いなべIC間」の開通時期の見直しが必要となったところである。

東海環状自動車道がもたらすストック効果は大きく、人とモノの流れの変化がもたらす新たな可能性に、西回り区間の沿線市町の期待は日増しに高まっている。

引き続き、国や中日本高速道路株式会社に対して、西回り区間の重点的な予算配分を求めるとともに、工期短縮とコスト縮減に努め、一日も早く開通されるよう強く要望していく必要がある。

#### 【調査事例】

- ・東海環状自動車道の整備を推進する国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所関係者及び中日本高速道路株式会社名古屋支社岐阜工事事務所関係者を参考人として招致

## (2) 生活インフラの強靱化について

生活インフラは、住民の日常生活に密接に結びついており、その安全性と持続性は、私たちの生活の根底を支える不可欠な要素である。このため、災害に強い生活インフラを構築することは、地域の災害レジリエントを高めることに直結する。

能登半島地震では、最大震度7が観測され、多くの尊い人命が失われただけでなく、道路、港湾、水道などのインフラ施設にも甚大な被害が生じた。特に、長期間にわたった断水は、日常生活や事業活動の再開に著しい障害をもたらし、水道をはじめとした生活インフラの必要性と重要性を再確認させられる結果となった。

また、本年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の老朽化が原因と思われる道路陥没は、トラックの転落事故だけでなく、通信ケーブルなどインフラ設備への影響を引き起こし、更に流域関連市町の住民に節水を呼びかけるなど、日常生活に計り知れない影響を与えている。

本県では、老朽化が進む上下水道施設の対策や近い将来に高い確率で発生が予想されている南海トラフを震源とする巨大地震へ対応するため、引き続き、「適切な点検・維持管理」、「老朽管の更新」、「水道管の複線化」により、上下水道施設の強靱化を図る必要がある。

一方で、高度経済成長期に設置された多数の施設は老朽化が進行し、修繕・更新の必要性が増大しているが、料金収入及び既存の補助制度だけでは、対応が困難である状況にあり、上下水道施設の更新及び耐震化を着実に進めるためには、国に対してさらなる財政支援を求めていく必要がある。

### 【調査事例】

- ・ 防災工学や水道システムの災害対策等に関する研究に取り組む名古屋大学減災連携研究センター関係者を参考人として招致

### (3) 県有施設の長寿命化について

県では、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく県の行動計画として、平成27年8月に、予防保全の考え方を取り入れ、公共施設等の長寿命化を図るため「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」を策定し、「2038年度（令和20年度）までに必要と考えられる建物に要する経費の30%程度の削減」を目標指標に定め、施設ごとの長寿命化計画に基づき対策事業に取り組んでいるところである。

しかしながら、県有施設は、今後、多くの建物が目標使用年数65年を迎え、老朽化建物が増加するという課題や、公共施設の利用ニーズに大きな影響を及ぼす人口減少の進行や人口構造の変化という課題、さらには、公債費や社会保障関係経費の増加により厳しい財政状況が続くといった課題に直面することが見込まれており、こうした課題にも着実に対応していくことが必要である。

以上のことから、人口減少や人口構造の変化に伴う施設に対する県民の利用需要の変化を踏まえ、将来に財政負担を先送りすることなく、県有施設において、最も効率的・効果的に県民サービスを提供するため、今後の施設の在り方について、施設の必要性、有効性、効率性の観点から幅広く検討する必要があると考える。

そのうえで、施設の改修や修繕等の実施にあたっては、各公共施設等の実態を十分に把握したうえで優先順位を見極めるとともに、地元企業の受注機会

確保に配慮することが重要である。

**【調査事例】**

- ・ 執行部より、
    - 「岐阜県公共施設等総合管理基本方針の概要と進捗状況について」
    - 「築65年を迎える県有建物について」
    - 「岐阜県公共施設等総合管理基本方針の改定について」
    - 「第二期岐阜県公共施設等総合管理基本方針（案）について」
- の事項について説明を聴取

# 参 考

## 【委員会の活動状況】

### 1 委員会の開催

#### ◆令和5年度

開催時期		主な調査事項
第1回	5月9日	○正副委員長互選
第2回	5月11日	○重点調査項目について ○所管事務事業の説明聴取について ○委員会活動について
第3回	7月5日	○参考人意見聴取・協議 「流域治水について」 ・国土交通省中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 副所長 原 幹彦 氏
第4回	10月4日	○参考人意見聴取・協議 「災害時における避難・安全確保について」 ・岐阜大学地域減災研究センター 特任准教授 村岡 治道 氏 ○執行部説明 「岐阜県公共施設等総合管理基本方針の概要と進捗状況について」
第4回	12月20日	○参考人意見聴取・協議 「生活を支えるインフラの整備について」 ・名古屋大学 減災連携研究センター 准教授 平山 修久 氏
第5回	令和6年 3月12日	○中間報告作成に係る協議

◆ 令和 6 年度

開催時期		主な調査事項
第 6 回	5 月 1 0 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重点調査項目について</li> <li>○ 所管事務事業の説明聴取について</li> <li>○ 委員会活動について</li> </ul>
第 7 回	7 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参考人意見聴取・協議 「東海環状自動車道西回り区間の整備について」 ・ 国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 所長 松實 崇博 氏</li> <li>・ 中日本高速道路（株） 名古屋支社岐阜工事事務所 所長 藤原 由康 氏</li> <li>○ 執行部説明 「第 3 期岐阜県強靱化計画見直しの方向性について」</li> <li>○ 執行部報告 「築 65 年を迎える県有建物について」</li> </ul>
第 8 回	1 0 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参考人意見聴取・協議 「盛土規制法の概要及び不法・危険盛土等の対応について」 ・ 国土交通省中部地方整備局 建政部計画管理課 課長 柏崎 重之 氏</li> <li>○ 執行部説明 「岐阜県公共施設等総合管理基本方針の改定について」 「第 3 期岐阜県強靱化計画の骨子案について」</li> <li>○ 執行部報告 「令和 6 年台風第 10 号による大雨における公共土木施設等の被災状況について」</li> </ul>

		「石川県能登地方の大雨に係る災害支援について」
第9回	12月18日	<p>○執行部説明 「第3期岐阜県強靱化計画の素案について」 「デジタル等新技術を活用した防災対策の推進について」</p> <p>○執行部報告 「令和6年8月台風第10号災害検証結果について」</p>
第10回	令和7年 2月27日	<p>○執行部説明 「第二期岐阜県公共施設等総合管理基本方針（案）について」 「第3期岐阜県強靱化計画の策定について」 「第五期岐阜県地震防災行動計画の策定について」</p> <p>○提言作成に係る協議</p>

【県土強靱化・インフラ整備対策特別委員会】

(令和5年度～令和6年度)

委員長	猫田	孝	(大垣市)
副委員長	小原	尚	(可児市)
委員	森	正弘	(海津市)
	野村	美穂	(大垣市)
	澄川	寿之	(岐阜市)
	森	治久	(瑞穂市)
	藤本	恵司	(羽島市)
	平野	恭子	(岐阜市)
	森	益基	(中津川市)
	黒田	芳弘	(本巣市)